

Ⅲ 建物系共済金請求関係

【事案Ⅲ－１】自然災害共済金請求

・平成 27 年 6 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

地震により、長期積立満期型火災共済（以下「満期型火災共済」という。）を契約する申立人の建物に被害が発生したため、被申立人に自然災害共済金を請求したところ、被害の査定額が 273 万 6,000 円を提示されたが、調査不足であることから複数回調査を依頼し、最終的に被害査定額 1,359 万 3,956 円が提示された。

この提示額のうち、建物基礎の能力復旧に関する費用が認められていないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は申立人に対し、満期型火災共済の自然災害共済金 763 万 2,000 円及び年 5 分の割合による金員を払え、との判断を求める。

- (1) 地震の被害で基礎のコンクリートにヒビが生じ、家が傾き、市の耐震診断では倒壊する可能性が高いという結果がでた。
- (2) 当初の被害査定額は 276 万 6,000 円、家の外回りと家の中の壁の崩れを見ただけだったのでやり直しを依頼すると 469 万 6,468 円、設計士が調査がおかしいと指摘すると 533 万 6,039 円、実情に合っていないため建設会社が話をすると 1,359 万 3,956 円となった。
- (3) 申立人の共済金請求額は 763 万 2,000 円、被申立人の支払予定額は 542 万 8,978 円である。被申立人は、地震で壊れた部分の修理だけを認めたが、地滑りが発生した崖上の土地の建物であり、基礎を支持する能力を復旧させる必要がある。その対処をしないと地震前と同じ「能力」を備えた建物にはならない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 約款・事業規約で定める共済の対象範囲は共済証書記載の建物であり、これは建物及び基礎部分を指し、建物が建っている地盤を支払い対象とするものではないものである。申立人の求める「建物基礎の能力を復旧させる工事」とは地盤強化に関する工事を指し、共済金支払対象外であることは明らかである。
- (2) 支払請求書未取得のため、遅延利息は発生していない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、次の通り裁定し、裁定手続を終了した。

- ① 被申立人らは、申立人に対し、連帯して、金 542 万 8978 円を支払え。
 - ② 申立人のその余の請求はいずれも棄却する。
- (1) 本件各共済契約に適用される本件約款・事業規約によれば、建物を共済の目的とするときは建物の基礎工事部分を含むと規定されている。
 - (2) アンダーピニング工法とは、沈下した基礎の直下を掘り下げ、油圧ジャッキにより鋼管杭を支持地盤まで打ち込み、これを支持杭として基礎ごと傾斜した住宅を元に戻す工法である。これにより、地盤が液状化し、あるいは地盤の表土が崩落しても建物の沈下や傾斜は防止することができる。打ち込まれた杭は建物の基礎の一部を構成することになるから、約款・事業規約にいう基礎工事部分に含まれると解すべきである。
 - (3) 本件建物の基礎は鉄筋コンクリート造の布基礎ないしべた基礎である。また、本件建物の北西角にはラップルコンクリート基礎が施工されている。鋼管杭等は打ち込まれていない。
 - (4) 一方、本件各約款・事業規約には、建物の復旧のために要する額とは、共済の対象である建物を損害発生前におけるその建物と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物に復旧するために要する額をいう旨規定されている。
 - (5) 申立人は、これらのうち、「能力」とは、建物を支えて、水平な状態にし、新たな地震が発生しても液状化等の影響を受けないように補強することを意味すると解しているようであるところ、建物の効用を享受するためにはそのような補強が必要であるとはいえる。しかしながら、問題はその費用が本件共済金算定の基礎になる損害額に含まれるか否かである。文言の解釈としては、被申立人らは建物設備面、すなわち給排水衛生設備、電気・ガス設備等における能力をいうと説明しているが、そのような解釈も成り立つといえる。さらに、実質的には、「復旧」とは元の状態に戻すことであるところ、本件建物の基礎は前述のとおり布基礎ないしべた基礎であって、鋼管を岩盤まで入れた杭基礎ではない。したがって、アンダーピニング工法による工事は復旧の限度を超えるものであり、その工事費用が損害額に含まれると解することは無理があるといわなければならない。
 - (6) 本件各共済契約の共済事故発生日は平成 21 年 12 月であって、新たな保険法が施行された平成 22 年 4 月より前であるから、同法に基づく遅延利息の支払の対象外となる。